

平成 2 6 年 1 月

美里町教育委員会定例会会議録

平成26年1月教育委員会定例会議

日 時 平成26年1月21日（火曜日）

午後1時30分 開議

場 所 美里町役場南郷庁舎 202会議室

出席委員（5名）

1番	委 員 長	佐々木 勝 男 君
2番	委 員	成 澤 明 子 君
3番	委員長職務代行	三 浦 昌 明 君
4番	委 員	佐 藤 三 昭 君
5番	教 育 長	佐々木 賢 治 君

欠席委員

な し

教育委員会事務局出席者

次長兼教育総務課長	大 友 義 孝 君
教育総務課学校教育専門指導員	三 浦 満 君
教育総務課課長補佐	寒河江 克 哉 君
教育総務課長補佐兼図書館長	末 永 裕 悦 君

傍聴者 なし

議事日程

第1 会議録署名委員の指名

第2 会議録の承認

第3 報告事項

1 行事予定等の報告

2 教育長の報告

- 3 報告第1号 平成25年度生徒指導に関する報告（12月分）
- 4 報告第2号 平成25年度全国体力・運動能力、運動習慣等結果報告
- 5 報告第3号 区域外就学について
- 6 報告第4号 指定校の変更について

第4 協議事項

- 1 平成26年度施政方針〔案〕について
- 2 大崎圏域における図書館の相互利用について
- 3 学校教育専門指導員の任期について

第5 その他

本日の会議に付した事件

第1 会議録署名委員の指名

第2 会議録の承認

第3 報告事項

- 1 行事予定等の報告
- 2 教育長の報告
- 3 報告第1号 平成25年度生徒指導に関する報告（12月分）【秘密会】
- 4 報告第2号 平成25年度全国体力・運動能力、運動習慣等結果報告【秘密会】
- 5 報告第3号 区域外就学について【秘密会】
- 6 報告第4号 指定校の変更について【秘密会】

第4 協議事項

- 1 平成26年度施政方針〔案〕について
- 2 大崎圏域における図書館の相互利用について
- 3 学校教育専門指導員の任期について

第5 その他

午後１時３０分 開会

○委員長（佐々木勝男君） 平成26年１月教育委員会定例会議を始めることにいたします。

日程第１ 会議録署名委員の指名

○委員長（佐々木勝男君） まず、議事日程の第１、会議録署名委員の指名ということで、本日は、３番の三浦委員、４番の佐藤委員、お２人をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

日程第２ 会議録の承認

○委員長（佐々木勝男君） 日程第２の会議録の承認ということにつきましては、調整中ということでございますので、今回承認することはございません。

日程第３ 報告事項１ 行事予定

○委員長（佐々木勝男君） 日程第３報告事項、その中で３番から６番については個人情報を含む報告ですので秘密会扱いということにしたいと思いますが、委員の皆さん方、よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

それでは、報告事項の３番、４番、５番、６番については秘密会ということになりますので、傍聴者がおります場合には、その旨をお伝えしたいと思います。

それでは、報告事項の１、行事予定等の報告につきまして御報告をお願いしたいと思います。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） それでは、教育委員会教育総務課行事予定表という、本日お渡ししました資料を見ていただきたいと思います。大きな点のみ説明させていただきますので、御了解いただきたいと思います。

（以下、資料に添った説明に付き詳細省略）

- ・２月３日 園長会
- ・２月４日 高校入試前期選抜入試（２月12日合格発表）
- ・２月６日 学校、幼稚園関係非常勤職員、臨時職員面接試験
- ・２月14日 町内校長会、行政区長会議
- ・２月15日 まちづくり推進課補助執行青少年事業「活き生き子どもチャレンジ塾」
- ・２月20日 N I E 実践発表会（小牛田小学校奨励校発表）

- ・ 2月20日 〔予定〕定例教育委員会
- ※今回任期満了は三浦委員、佐々木教育長
- ・ 2月26日 3月定例議会一般質問締め切り
- ・ 1月下旬行事予定の確認
- ・ 3月卒業式等の日程確認

○委員長（佐々木勝男君） ありがとうございます。ただいまの行事予定につきまして、御報告いただきました。御質問があればお願いしたいと思います。それぞれ日程が、卒業式までの日程が入っておりますが、それぞれ確認をしていただければと思います。

○教育長（佐々木賢治君） すいませんが、追加をお願いします。教育長報告のときでもいいのですが、先に追加させていただきます。後から入ったものです。

2月5日ですが、大崎地区教育長連絡会が大崎合同庁舎で予定されております。

それから、2点目ですが、これも最近決まったのですけれども、県の特別支援事業で実際には研修センターが主催なのですが、発達障害に関する研修会を17日月曜日に行います。これは各学校から一、二名、あとは教員補助員の方を対象に考えております。時間が14時から、改善センターのホールで行います。

それから、3点目ですが、2月19日、第2回人事調整会議。ちょうどこの日、管理職の異動関係も発令といいますか、教育長に連絡があります。それを教育委員さん方にお示しをして、了解を得ると。教育委員会で了解をいただいて事務所に報告と、そういった事務的な流れになっているようです。ことしも変わらないと思いますので、次の日、教育委員会定例会がありますので、そのときに報告し承認を得ると。定例会のときにそういった流れになる予定であります、以上です。

○委員長（佐々木勝男君） 追加する点について、3点ございました。よろしくをお願いします。

御質問なければ、次に進ませていただきますが、いいですか。それでは、報告事項の2、教育長の報告、教育長さんのほうからお願いします。

日程第3 報告事項2 教育長の報告

○教育長（佐々木賢治君） それでは、そのプリントに沿って主なものを報告させていただきます。12月の定例会が終わった後の主な行事、会議等をここに載せました。

（以下、資料に添った説明に付き詳細省略）

- ・ 1月5日 美里町消防団出初め式

- ・1月6日 仕事始め、辞令交付式
- ・1月8日 幼、小中学校第3学期始業式、行政区長定例会
- ・1月12日 成人式（対象者245名）
- ・1月13日 1万人寒稽古

今後の予定

- ・1月24日 午前第1回人事調整会議、午後新春の集い
- ・1月28日 第11回目学校教育環境審議会
- ・1月29日 会計検査院来庁、小島地区原子力防災訓練〔屋内退避訓練〕

（いじめ防止について）

今、いじめ防止、いじめ関係がきょうも河北新報にも出ていましたが、天童市の中学校1年生の女の子の新幹線への飛び込み自殺、対応等々について騒がれております。

それで、まずいじめにつきましては基本的には、私はいつも言っているのですけれども、第一は未然防止だと。それから、早期発見、早期対応と。そういった流れになるのですが、一番大事なのはいじめを防ぐと、そういった観点ですね。いじめが出るというのは、子どもたちはそれなりに何か不安定な状況、いろいろなストレスがたまっているとか、そういったところで、ストレスがたまると弱いところにみんなでいじめに集中してしまうと。ですから、勉強が理解度でもまた違って来るだろうし、全ての学校生活において子どもにどういう指導をするのか、教員のかかわりですね、子どもと教師の信頼関係。

あと、今回の天童で話題になっているのは、学校の先生方、危機意識がないのではないかと。相談があったのに何であるとききちんと聞いてくれないとか、それから市で定期的に調査をやっているようであるが、それは形式的であって本物をつかんでいないのではないかと、そういったような内容の記事が出ております。教員も学校も含めて危機意識、管理、それが未然防止の根本になるのではないかなと。

あと、早期発見につきましては、美里町でもやっていますが、アンケートですね。このアンケートにつきましても、三浦専門指導員とは話しているのですが、教育委員会に提出のためのアンケートではありません。やはり実態を知ることでのアンケートなので、もう1回その辺を校長会できちっと確認しましょうと、アンケートは決して形式的ではいけないと。そして、子どものいろんなサインを見逃さない、アンテナを高くして、場合によっては、時には保護者へのアンケートなども必要になってくるのかなと。それが早期発見ですね。

あと、対応としましては、教員1人の問題ではないので、これは組織的にどういうふうに対

応していくのか。それから、最も重要なのが保護者との連携。保護者にお子さんの様子がちょっとおかしいのだけれども、うちでも見てくださいとか、その辺の保護者との信頼関係、それなども対応に当たるときの重要なポイントになろうかと思います。

あと、教育委員会としましては、いじめ防止基本方針ということで、今の資料は宮城県の防止基本方針の概要をまとめたものです。そして、詳細については、とじた冊子ですね。これは後でお読みいただきたいと思います。国のほうで9月に、いわゆる法律で定めまして、施行されております。それに基づいて県の教育委員会でこういったいじめ防止基本方針を策定し、これに基づいて今度は市町村レベルでも策定するようにと、そういった流れがございます。

それで、美里町としては、私の考えとしては、今年度中26年度中に県のものをよく精査をしていかななくてはいけないのではないかなと。条例案とは別としまして、いわゆる町としての方向づけと同時に並行して、それぞれ学校レベル、学校の実態の即したものの、その見直しによって、県の方針と美里町の方針はそんなにずれるはずはありませんので、とりあえず県の方針をよく見ながら、学校のほうも方向づけを考えていてくださいと。そうやって今呼びかけをしているところであります。マニュアルになりますので、教員、学校としての危機意識、危機管理のマニュアルにですね。そういった考え方で今進めておりますので、報告というところで、これについて協議ではございません、報告という形にさせていただきたいと思います。ある程度形としてできれば当然協議していただいて、町のものを策定していくという流れになろうかと思います。

以上でございます。よろしくお願いします。

○委員長（佐々木勝男君） ただいま教育長報告ということで、教育長さんのほうから御報告をいただきました。何かお伺いしたいことがございましたら、お願いします。

なければ、次に移らせていただきます。

日程第3 報告事項

- 3 報告第1号 平成25年度生徒指導に関する報告（12月分）【秘密会】
- 4 報告第2号 平成25年度全国体力・運動能力、運動習慣等結果報告【秘密会】
- 5 報告第3号 区域外就学について【秘密会】
- 6 報告第4号 指定校の変更について【秘密会】

○委員長（佐々木勝男君） 報告事項3番、報告第1号 平成25年度生徒指導に関する報告（12月分）、報告事項の4番、報告第2号 平成25年度全国体力・運動能力、運動習慣等結果報告、

この２件につきまして、三浦学校教育専門指導員からお願いしたいと思いますが、個人情報を含む報告事項となりますので、これより秘密会扱いとします。

〔以下、秘密会扱いにより会議録の調製なし〕

○委員長（佐々木勝男君） それでは暫時休憩とします。

午後２時３７分 休憩

午後２時４５分 再開

日程第４ 協議事項１ 平成２６年度施政方針〔案〕について

○委員長（佐々木勝男君） 再開いたします。

議事日程の第４で協議事項ということで３つございますけれども、その前に説明員といたしまして、近代文学館から末永館長がおいでになっておりますので、よろしくお願いします。

○教育総務課長補佐兼図書館長（末永裕悦君） 末永です。よろしくどうぞお願いします。

○委員長（佐々木勝男君） それでは、協議事項の１、平成２６年度施政方針〔案〕につきまして御提案お願いしたいと思います。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） それでは、お手元にごございます協議事項１）平成２６年度施政方針〔案〕を見ていただきたいと思います。

これにつきましては、毎年度、当初議会とされています３月議会におきまして、町長が新年度の施政方針を申し上げております。その原案の原案でございます。新しい町長の任期がまだ始まっておりませんので、今後これに基づきまして進めていくということになりますが、教育委員会事務局としまして、このようにまとめてあるというものを委員皆様方に今回お示ししている次第です。

これにつきましては、事前配布していますので目を通していただいていると思います。

委員長、読み上げたほうがよろしいでしょうか。

○委員長（佐々木勝男君） 前もってごらんになっていると思いますが、特に強調した文言等ということでご説明いただくとよろしいかと。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） わかりました。

それでは、読み上げは省略させていただきますが、平成２６年度の重点的なものをまず説明させていただきます。

まず、平成２６年度の教育方針の大きなもの、それはやはり「学力の向上」であると考えております。その部分を平成２６年度も引き続き取り組んでまいりますが、本町の最重要課題は学力

の向上であると、はっきりと申し上げさせていただいております。

その学力を向上するために、それではこういった施策を展開していくのかということでございますけれども、今年度につきましては、小学校4年生以上を対象とした学力テストを実施しまして、その点検・分析を行っていくと。それに伴います予算も計上しておる次第でございます。また、これも引き続き行っていることでございますが、学校教育専門指導員を配置しまして、学校と教育委員会の連絡を密にするし、また学力向上支援員も増員して配置しまして、児童生徒の学力の向上に努めてまいりたいと考えております。

なお、この学力向上支援員につきましては、小学校では今年度は2人、中学校では1名だったものを、平成26年度からは、小学校では1名増の3名、中学校では1名増の2名にしたいということを予算要求の中で要求させていただいている次第でございます。なお、この募集につきましても1月の広報で全町民の方に募集をさせていただいております、先ほども申し上げましたが、1月31日まで受付をさせていただいている状況でございます。

また、学力の向上には家庭学習も当然大切でございます。その家庭学習をなおさら充実させるために、「学び支援事業」を引き続き行わせていただきたいということも書いてございます。

また、昨年の教育委員会でも、教育長から提言をさせていただいております、ノーテレビ、ノーゲームデーの設定も引き続き行いまして、そういった家庭学習の見直しに努めてまいりたいということも施政方針の中では大きく載せております。

それで、済みません、プリントの中で、平成26年6月となっておりますが、これは25年ですね。申しわけございません。先をちょっと書いてしまいました。25年6月でございます。

先ほど教育長から資料も提示しておりますけれども、いじめ防止対策施行の推進等があります。それを受けて宮城県でも防止施政方針が示されておりますが、美里町でもそれを推進していきますというこの部分を書いてあります。

また、美里町においての独自の特色ある教育でございますのが、防災・減災教育、あとは環境教育、そういったものを図っていくということもうたっております。

中段になります。学校の給食関係でございます。これにつきましては、昨年度も教育委員会の中で提言させていただいて、実現する方向性で考えておりましたが、南郷地域の小中学校におきまして米飯の提供を行い、完全給食化を図りたいと考えております。これも施政方針の中でうたわせていただいております。

あと、施設の整備面につきましては、大震災を教訓としまして耐震補強は全て完了しておりますが、非鋼材部材、これは天井材とか照明器具とか、そういったものになります。そういっ

たものの点検を行いながら、補強または撤去などの安全・安心な環境の維持に努めてまいりたいと。そのための各種予算も計上させていただいている次第でございます。

2 ページ目の下のほうでございます。

学校教育環境審議会でございますが、先ほどの日程でも申し上げましたが、1月28日で第11回目を迎えます。第11回目で答申の原案をまとめさせていただく予定でございますので、その答申が出てきたということを想定のもとに、教育委員会では、12月の教育委員会では事前に協議をさせていただいておりますけれども、今後その方針となる、学校教育環境整備方針案を平成26年度は作成していくということをうたわせていただいております。

次に、文化財保護事業の図書館事業について書かせていただいております。文化財の保護につきましては、東日本大震災の復興関係で建造物、これは個人住宅等の建てかえが増大しております。それに伴いまして、遺跡に含まれておりますその土地につきましては、予備調査、発掘調査などが必要になってきます。そういったものに対応しながら、その文化財、埋蔵文化財の保護・保存に取り組んでいくということをうたわせていただいております。

また、民俗芸能団体の育成または保存・発展を今後も進めていくということです。

図書館におきましては、これまでどおり情報教育の中核施設としまして、町民皆さんの読書活動や学習支援のため、今後もサービスの向上を図っていくことを書いております。特段、平成25年度までと大きな変更というのはございません。

以上、この平成26年度の変更点、または最重要課題などを少し説明させていただきました。以上でございます。

○委員長（佐々木勝男君） 案を示していただきました。それで各項目に対して何か、協議事項でございますので、御意見をいただきながら進めさせていただきたいと思います。どうぞ。

○4番委員（佐藤三昭君） 1 ページ目の真中というか、最初のほうなのですけれども、小学校4年生以上を対象とした学力テスト、これはどのような中身ですか。

○次長兼教育総務課長（大友義孝君） 目標到達度調査を考えております。俗に言っているのはC R T 検査と呼ばれるものでございまして、それを小学校4年生以上に行っていくと。これは保護者負担で今までやっていたのです。それを公有負担に切りかえて、そしてもうやり方も、調査もかなり高度な分析ができますので、指導に役立つということです。

○3番委員（三浦昌明君） これは小学校だけですよね。

○次長兼教育総務課長（大友義孝君） 中学校もです、小学校4年生以上です。

○2番委員（成澤明子君） 採点であるとか分析であるとか、そういったことは予算的な措置は

するということですが、いわゆる教員の負担や業務にさらに増える、時間が費やされるということが心配されます。

あともう1つは、中ほどに「小中学校における指導力を高めるために教育委員会に学校教育専門指導員を配置し」ということがあるのですが、指導力を高めると、何か先生方の指導力を高めると、こうすぐ頭に浮かぶのですが、学校教育専門指導員というのは子どもたちに直接にかかわって指導するのですよね、違うのですか。

○教育長（佐々木賢治君） 先生方への指導が主となるますので、指導力としている。

教員の指導力を高めるために、こういうふうなことをしてはいかがでしょうかというのを、校長会等を通してお話を申し上げていると。

○2番委員（成澤明子君） はい、わかりました。ありがとうございます。

○委員長（佐々木勝男君） 学力向上支援員の増員ということで、小学校合わせて3名、中学校合わせて2名ということですね。これについてはそれぞれの方は、その学校のみ、該当校だけということなのか、あるいはほかの学校も兼務するのか。この辺の勤務状態とかはどうでしょうか。

○教育長（佐々木賢治君） これまで中学校ですと1人だけですので、3校を学期ごとに回っていました。小学校も同じように2人なので3校づつ分けて、学期ごとに回っていたものを、今年はこれから煮詰めるのですが、全国学力学習状況調査等を踏まえながら、専属で配置しておくべき学校もあるということで、その部分を集中して行っていきたいということがります。それで中学校では、1人は1校を集中し、残り2校を1人でというふうな考え方があります。

○2番委員（成澤明子君） 具体的には学校から要請があったら行くというよりは、こちらから行っているということなのですか。

○教育長（佐々木賢治君） 勤務時間を決めていますので、ですから常時いると。ただ、時間が学校の先生と違って短い時間になりますので、その間で指導を仰ぐということになります。

○次長兼教育総務課長（大友義孝君） 勤務時間は、週5日の毎日で4時間ということで考えております。

○委員長（佐々木勝男君） 次のページあたりはどうですか。

○教育長（佐々木賢治君） いいでしょうか。防災教育、減災教育も含めまして、現時点での取り組みは、いわゆる学校、幼稚園での避難訓練等々はかなり吟味してやっております。よく言われうのですが、自助・共助・公助。自助の部分についてはほぼ達成しているのかなと。自分

で自分の身を守る。こういった場合どういうふうに、学校内の生活においては十分訓練されています。。

それから、2つ目のその共助、地域防災との結びつき、あるいは今度は避難所に指定された場合の学校の体制の問題とか、そういったことについてこれからの課題として、現在中学校区ごとに、区長さんたちに来ていただいて、学校区ごとに地震等の発生した場合、子どもたちの安全・安心、あるいは学校との連絡体制ですか、そういったところで今協議しているところです。26年度はその辺をきちっとしたマニュアルにできるのかなと。防災管財課とも連絡をとりながら進めていきたいと。そういった考え方があるものですから、防災教育もそこに入れさせていただきました。あと、放射能関係も含めましてですね。

○委員長（佐々木勝男君） 環境教育基金を活用したというところがございますが、どの学校にもこれは大体配当というのかな、基金が配られるということになりますか。それとも、毎年幾つかのモデル的なことを考えていくか。この辺について動きはどうでしょうか。

○次長兼教育総務課長（大友義孝君） これにつきましては、ただいま委員長が言ったとおり、以前はそういったモデル的なところに重点的な配分ということにしていたのですが、ここ二、三年は、災害を受けたこともあるのですけれども、審査会の開催ができておりません。ですので、今年度も予算的には各校均等に配分というようなことで考えさせていただいておりますけれども、今委員長が言ったとおり、環境教育基金の有効活用という面であれば、やはりその重点的な配分をした中で、特色あるそういった環境教育のほうに使っていくというのが望ましい姿ではないかと。それにつきましては、運営をしながら引き続き協議させていただきたいと考えております。

○2番委員（成澤明子） 済みません、環境教育基金というのは、今年度に限ったことなのか。

○次長兼教育総務課長（大友義孝君） いえもう既に基金としては存在してあります。内容につきましては、小牛田地域にあります国本商店さんという、リサイクル関係を事業としている事業者様から、町に対して寄附をいただいております。そういった教育に使っていただきたいという趣旨なものですので、町としましては「環境教育基金」というものを設けて、そちらのほうに一時的に積ませていただいております。その積ませていただいた基金から毎年、そういったその事業に対して、繰り入れさせていただいて、各学校でその事業推進に当たっているということでございます。

○2番委員（成澤明子君） はい、ありがとうございます。

○委員長（佐々木勝男君） スクールバスについては何かございませんか。このスクールバスの本数とか時間帯とか、結構これから変わる予定もありますか。

○次長兼教育総務課長（大友義孝君） スクールバスについては、現行のダイヤの見直しというのは今のところ、必要はない状態だと思っております。しかし、これは教育総務課の直営ですね、全て。運転手のみ臨時職員で対応しているものですから、この辺についてはやはりバス運行会社との委託でどういうふうになるのだろうということを現在も調査をしております。今現在、スクールバスの登下校については、よその町でも委託傾向にあるのですけれども、当町においては中学校の部活動の利用も頻繁に行われております。そういった部分で休日の利用度合いという部分がかなり多ございまして、その事務対応もかなりのウエートを占めているのも現状なのです。

バスを11台持っているということは、1つのバス会社の経営が成り立つというぐらいの規模なものですから、その辺のところは職員の職務のボリュームと委託の関係もしっかりと見きわめながら、今年度も、できるならば平成26年度中には目標を定めていきたいなというふうに思っております。もう少しこの部分については、ダイヤの変更などは必要ありませんけれども、委託という部分については、検討は今のところしていくというふうな考えでおります。

○3番委員（三浦昌明君） 2ページの下段のほうで、「学校教育環境審議会を設置し」から始まって、最後のほう、「学校教育環境整備方針案を作成してまいります」とありますけれども、これはまだ決まったわけではないので、仮称が必要ですよ、これからつくるもの。方針の後ですか、（仮称）案ですかね。

○次長兼教育総務課長（大友義孝君） 「重ね」の次に（仮称）だと思います。

○3番委員（三浦昌明君） 3ページ目なのですが、文章があれだなと思ったのですが、「町内の民俗芸能保存団体と地域の意欲高揚を図り、後継者育成を目指し地域の文化遺産の一層の」、何か文章的に変ですね。

○委員長（佐々木勝男君） 町長に直されるかもしれない。

○3番委員（三浦昌明君） 団体っていう1つの組織ですよ。団体と地域住民でよかったでしょう。地域住民の高揚を図り、後継者育成を目指す。地域の保護の意味ではないのですかね。

○4番委員（佐藤三昭君） 「地域の方々の意欲高揚と後継者育成を目指す」のほうがわかりやすいのでないですか。

○3番委員（三浦昌明君） 地域の方々の意欲高揚を図ることによって、それが後継者育成に結びつくという意味だよ。

○2番委員（成澤明子君）　そういうことですね。地域に残る文化遺産というのは、その保存団体だけではないよね。そのほかいろいろなものがあるのでしょうか、遺跡とか。

○委員長（佐々木勝男君）　書く人の癖があります、こっちとあっちで違うものですから。

○2番委員（成澤明子君）　じゃあもう簡単に「町内の民俗芸能団体及び地域の方々とともに後継者育成を目指し、地域に残る文化遺産の一層の保護に努めてまいります。」では。

○教育長（佐々木賢治君）　これは担当者も一生懸命考えたのですけれども、ちょっといいですか、済みません。だったら、そのまま生かし「高揚を図り、後継者育成と地域に残る文化遺産の一層の保護に努めてまいります。」としては。

○3番委員（三浦昌明君）　ああ、いいな、いいな。

○4番委員（佐藤三昭君）　いいですね。そこに「と」を入れればいい。

○2番委員（成澤明子君）　そうですね。

○3番委員（三浦昌明君）　ここで、「以上、私の施政方針となります」で終わりになるのですね。

○委員長（佐々木勝男君）　よろしいですか。

（「はい」の声あり）

では、ただいま一部修正箇所がございましたけれども、検証していただいて案をつくっていただきたいと思います。ほかになれば承認ということにさせていただきますが、よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

それでは、平成26年度施政方針〔案〕については、一部修正を含めて承認ということになりました。ありがとうございました。

日程第4　協議事項2　大崎圏域における図書館の相互利用について

○委員長（佐々木勝男君）　協議事項の2、大崎圏域における図書館の相互利用について、それでは末永館長さんから提案御説明をお願いします。

○教育総務課長補佐兼図書館長（末永裕悦君）　では、御説明申し上げます。

近代文学館の町外居住者に対する図書館サービスを、現行の、現在は涌谷町のみに限定しているのですけれども、それを大崎圏の大崎市、色麻町、加美町まで拡大したいということでございます。そのために、近代文学館の施行規則を一部改正したいと考えております。

内容なのですけれども、下にありますとおり、条文中の「及び涌谷町」を「並びに大崎市、

加美町、色麻町及び涌谷町」に改めたいと思っております。

この経緯なのですけれども、大崎定住自立圏、ちょっと追加の資料をお配りしたのですけれども、「大崎圏域自立圏」ということで、大分皆さんも既に御存じで報道などもされておりますので、御存じのことだとは思うのですけれども、それに従って進めてきたものでございまして、こちらの説明は必要でしょうかね。

はい、ではいまお配りした資料なのですけれども、「定住自立圏」ということなのですけれども、これは総務省の政策でございまして、今日本の国が少子化、そして人口の減少と少子化、高齢化になっておりまして、特にこれが地方において顕著ということで、地方圏において暮らせるような地域を形成いたしまして、地方圏への人の流れを創出するというような政策でございまして。

主体的な取り組みとしましては、各地方の中心市の都市機能を生かしながら、その周辺の市町のいろいろな環境を、歴史とか文化、産業を、それらを生かしながら相互に役割分担して、地域で圏域全体で生活の機能を確保して、地方圏への定住を促進する、また大都市圏から地方への人口の流入を促進するというようなものでございまして、平成21年4月から全国で展開されておりました、各地で取り組みが進んでおります。宮城県においては、大崎地方のみが実施をしているということでございます。

そして、この大崎の定住自立圏なのですけれども、大崎市を中心といたしまして、その周辺町と集約とネットワークの考え方に基きまして、大崎市に圏域全体の暮らしに必要な都市機能を集約的に整備して、周辺町には必要な生活機能を確保して、豊かな自然環境を生かした地域づくりを進めて、圏域全体の活性化を図り、今回の地震で改めて実感した自治体間の連携・協力体制をさらに強化することを目的としているということでございます。

構成市町は、大崎市、色麻町、加美町、涌谷町、美里町となっております、期間は平成24年から平成28年度までの5年間というふうになっております。

この経過なのですけれども、平成21年度から大崎市におきまして定住自立圏の研究会を設置いたしました。これには1市4町と、あとは大崎広域行政事務組合のほうが入って研究会を設置しております。平成22年に研究会より報告書が提出されまして、3月に大崎市が中心市宣言をして、4月から推進会議やワーキンググループなどが設置されて話し合いがされております。9月に協定についての議会の議決が行われまして、10月に大崎市と周辺4町がこの自立圏の協定を締結したというふうな流れになっております。そして、今まで各ワーキンググループその他で実施の仕方を進めてきているということでございます。

役割分担ですけれども、大崎市が中心といたしまして、大崎市は圏域全体を視野に入れつつ、中心市街地の活性化や雇用の創出、地域医療の充実、公共交通の整備、教育・文化の振興などを進め、圏域における中心市としての都市機能の整備を図っていくということになっております。周辺の4町は個々に特色あるまちづくりを地域振興に取り組みながら、定住自立圏における各役割を担っていくというふうになっております。

具体的な取り組みなのですけれども、3つの政策分野、そして9つの項目、15の事業というふうになっております。

図書館に関することなのですけれども、生活機能の強化に係る政策分野の中の教育の事項の図書館機能とサービスの充実ということで、実際の内容なのですけれども、拠点図書館の整備と図書館の相互利用ということがありまして、それについてワーキンググループで2度ほど会議を行ってきましたところでございます。

概略なのですけれども、この定住自立圏についてお話ししましたけれども、それらを受けての提議なのですけれども、この15の事業の中で、図書館の機能とサービスの充実ということがありまして、担当者の協議を行いまして、その中では、大崎市の図書館が開館する平成26年に実施しようというふうな話になっていたわけなのです。ですけれども、震災が23年に、東日本大震災が起こりまして、大崎市の図書館の新築計画、これが中断されてしまいました。ということで、それ以降、会議、ワーキングの話し合い等が持たれないで来たということがございまして、全く進捗していない状況でございました。

それが、平成24年、一昨年秋の第4回の会議におきまして、図書館部分だけが全く進捗がないというふうなことがございまして、新図書館が、大崎市の新しい図書館が開館前でも相互利用だけは進めるべきじゃないかというふうな意見が出されました。それを受けまして、館長会議を急遽開催いたしまして、そのときに大崎市さんのほうでも、震災があったわけですがけれども、その後に新たな図書館の計画が持ち出されまして、平成28年から建設、29年からの供用開始として、そのための準備室が平成25年、今年度から設置されたことがありました。それらを受けまして、各市町で取り組んでいきたいというふうな方針が出されました。

これは美里町に限らず、大崎市、そして図書館を持っている加美町、その3つの図書館、町、5つ同時に開架の実施をしていくということでございます。ということで、今回相互利用について進めていきたいということになりました。

この相互利用についてですけれども、貸し出しの方針ということなのですが、今回の利用は単純に対象を大崎圏域全体に広げることです。図書館相互が連携・提携するということではな

いのですけれども、その違いというのは、図書館における連携・提携というのは、大崎市で借りた本を美里町の図書館で返せるとか、美里町で借りたものを加美町に持って行って返せるとか、そういうふうな連携をするということではないのです。貸す対象をあくまでも広げて、各町の各図書館のルールでもって貸し出しを行うと。対象を広げるということだけです。ですから、大崎市の方は美里町の図書館に来て本を借りる。そして、美里町の図書館に返すというふうなやり方でやっていきたいと思っております。

美里町としましては、今は涌谷町さんに関しては1世帯に対して1枚のカードということになっております。これを全員にやるということは難しいので、今後新たに開放する部分に関しましても1世帯1カードといたしまして、そして所蔵する図書、資料のみにサービスをしたいというふうに考えております。

以上、わかりにくい説明になってしまいましたけれども、そういうことで大崎圏域一緒にこの相互利用を実施していきたいということで、「近代文学館条例施行規則」を改正したいということでございます。

○3番委員（三浦昌明君） その大崎の図書館というのは新設ですね。

○教育総務課長補佐兼図書館長（末永裕悦君） そうです。28年に建設、29年の開館ということで、準備室もできていて、図書館長さんが兼務でやっているようなのですけれども。

○委員長（佐々木勝男君） それでは、質問を含めて御意見をいただきたいと思います。

○4番委員（佐藤三昭君） いま大崎圏域の図書館の説明を受けたのですが、現在持っている、全ての市町村にあるわけではないですね。何かさっきのお話だと。ちょっと聞きそびれたのですが。どこですか。

○教育総務課長補佐兼図書館長（末永裕悦君） いま図書館があるのは、大崎市、それから加美町、そして美里町になりますが、数としては大崎市が1館、それで加美町が中新田と小野田の2館、美里が小牛田と南郷の2館ということになっています。

○2番委員（成澤明子君） じゃあ1つ、利用者の立場として、例えば加美町に借りたいといった場合には、新たに加美町の図書館で発行している貸し出しカードといたしますか、それが必要になるのですか。

○教育総務課長補佐兼図書館長（末永裕悦君） そういうことになります。

○2番委員（成澤明子君） そうしますと、もしいずれも持つようになったとしたら、5枚のカードを持たないといけないということですよ。

○教育総務課長補佐兼図書館長（末永裕悦君） そういうことになります。

○2番委員（成澤明子君） 結局相互というのはなしだから、そこから借りた本はそこに返さないといけないということですよね。

○教育総務課長補佐兼図書館長（末永裕悦君） ただ、それは今の段階で、今回やる段階なのですが、今後それは検討事項ということにはなっておりますけれども、広域的に考えて。みんな各館で巡回車を走らせるとか、そういうことを考えることは可能かとは思いますが、現段階、今回に関しては、各町のルールでやりましょうということです。

○3番委員（三浦昌明君） 今回はそのようなことなのだろうけれども、将来的にはその大崎圏域の蔵書を探したり検索したりということまでは想定に入れているのか。

○教育総務課長補佐兼図書館長（末永裕悦君） それは今の段階でもできるのです。借りに行かなくても、時間はかかるのですけれども、県の図書館を通して相互貸し出しということで、それはできています。

○3番委員（三浦昌明君） ああ、そうか県図書を通してね。

○2番委員（成澤明子君） ああ、そうなのです。南郷図書館にいながらにして借りられる。

○教育総務課長補佐兼図書館長（末永裕悦君） 加美町からでなくても、その本があればほかからも借りられますけれども、まずは県図書館から借りると。それで、なかったら今度は周辺から借りていくというふうな形で、ですからそれで全国、最後は国会図書館まで行けますから、そういうサービスはしています。

○2番委員（成澤明子君） 涌谷の人はやはり図書館がないからね、南郷の図書館に来て利用している人の声を聞くと、助かると言っています。でも、鹿島台では図書館はやはり古川まで行くのが大変ということで、庁舎には少しあるみたいですが、図書館というのはいないのですか。

○教育総務課長補佐兼図書館長（末永裕悦君） ないですね、あそこは。

○2番委員（成澤明子君） ないのですか。だから、南郷から借りたいのだけれども、だめだったですものね。今度はオーケーですよ。

○教育総務課長補佐兼図書館長（末永裕悦君） いいのですけれども、ただ反対の考え方からすると、自前でつくることないよねというふうになるのが怖いと言え、怖い。各市町できちんと整備はしていただきながら、お互いに使うというのが筋なのですけれども。

開館当時は、従来はやっていたのですけれども、合併の時期に全部それがなくなってしまったと。旧小牛田では大崎東部6町と、あと古川市ですね、旧古川市に関しては貸していたという経緯がありますが、合併によって隣接市町に貸すとなると、石巻も全部圏域に入ってしまうと。それで大崎市も全部圏域に入ります。そうすると、鳴子から石巻方面全部がその隣接町に

なって、東松島もですね、それが全部隣接になってしまうので、それは対応できませんよと、お互いにある、お互いやめたのですけれども、美里町に関しては涌谷町に図書館がないということで、涌谷町だけのサービスは続けてきたのですけれども、今回は全部にしていきたいというふうなことでございます。

○4番委員（佐藤三昭君） 圏域の皆さん、子どもたちも含めて、読む機会があればそれを持っている町がやってあげることはいいいことだと思います

○委員長（佐々木勝男君） よろしいですか。御意見がなければ、承認ということにさせていただきますと思います。

（「お願いします」の声あり）

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） 委員長、今の件で、本日は協議ということなのですが、教育委員会の規則ですので、この次の会議の議案として提出させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（佐々木勝男君） はい。そうすると、議案として示されるというね。

それでは大崎圏域における図書館の相互利用については、御意見をいただいたことをもとにして承認ということにさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

日程第4 協議事項3 学校教育専門指導員の任期について

○委員長（佐々木勝男君） それでは、次の協議事項の3、学校教育専門指導員の任期について、提案、御説明をお願いしたいと思います。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉） それでは、資料の3枚目でございます。協議事項3でございます。学校教育専門指導員の任期についてでございます。

これについては改正内容として書いておりますが、先ほど各委員さんからも御質問いただいたとおり、学校教育専門指導員は、小中学校、幼稚園の学習等につきます指導を、先生方への指導をするために教育委員会から委嘱しております。ただいまはこの会議にも出席しています三浦専門指導員に委嘱させていただいております。

ただ、その指導員を設置するに当たりまして、規則がございます。そのもの、指導員設置規則というものでございますが、その規則の第5条中に、「原則として通算3年を超えないものとする」という文言がございます。今回こちらの年限を改正させていただきたいと考えまして、規則の改正前に教育委員会に協議として出させていただいたものでございます。

その改正する理由でございます。まず、改正内容については、3年としているものを5年と

させていただきたいというのが事務局の案でございますが、その理由としまして、平成25年第8回美里町議会定例会、これは昨年、25年12月に行いました議会の定例会でございます。その中の議案に、「美里町一般職の任期付き職員の採用等に関する条例」という新しい条例が提案され可決されております。この条例の中に、高度の専門的知識経験、または優れた識見を有する方が必要とされる業務に、就任する際の規定を定めておりますが、この条例中に明確にその年数が定められているわけではございませんが、町の方針としまして、5年程度をその任期として考えてございました。

そういったことを議会の中でも答弁などをさせていただいておりますが、それでは教育委員会でその高度な知識、高度な専門的な知識を活用させていただく職務は何だろうということを考えた際に、この学校教育専門指導員がそれに当たると、事務局では判断させていただきました。

町の条例でそういった任期付き職員の採用に関する条例で5年と定めているものを、やはり教育委員会でもその年数と同じ年数にしたほうがいいのかというような検討をさせていただきまして、この専門指導員につきましては3年を5年に改正するというところでございます。

でありますので、先ほども言ったとおり、今回の定例会では協議として皆様方の御意見を賜りまして、次回の定例教育委員会におきまして、規則の改正ということで議案を提出させていただきたいと考えておりますので、皆様方の御意見を賜りたいと思います。よろしくお願いいたします。

○委員長（佐々木勝男君）　ただいま御説明いただいたとおりでございますが、何か補足ございますか、説明の中で。

○教育次長兼教育総務課長（大友義孝君）　いいですか。いま課長補佐の説明に尽きるわけでございますけれども、この背景は労働基準法と、それから労働契約法の二本立てがあります。労働基準法が労働契約をする上では、あくまでもその雇用する側と雇用される側の契約に基づいて成り立つということでございまして、国の労働基準法を平成19年だったのでしょうか、改正がなされておりまして、影響されているのです。それから、労働契約法につきましても、先日改正がありまして、5年を超えて反復雇用されている方は本人の申し出によって正規職員にしなければならないという改正労働契約法が成立してございます。地方公共団体の部分はそれには該当しないということでございますけれども、一般の会社等につきましては、それぞれみんな該当になるということでございます。

それで、先ほど課長補佐の説明にありましたように、条件つき一般職の任期つき職員の採用に関する条例というのが12月に新規の条例として可決をいただいております、3年を一応もととするのですが、それを超えて雇用する場合は5年を限度とするというふうな、具体的には規則で定めがなされて、条例にはそこまでうたっていませんけれども、そういったところまであるものですから、それと教育委員会だけは違うということにはなりませんので、それに合わせるというふうな考え方での、その教育委員会の規則を見たときに、該当するのがこの部分だったということでございます。以上でございます。

○委員長（佐々木勝男君） 御質問、御意見をいただきたいと思います。ございませんか。

○4番委員（佐藤三昭君） はい、よくわかりました。

○委員長（佐々木勝男君） それでは暫時休憩とします。

午後3時50分 休憩

午後3時55分 再開

○委員長（佐々木勝男君） 再開します。御意見ございませんか。ないようでございますので、それでは協議事項の3、学校教育専門指導員の任期については承認ということになりました。ありがとうございました。

日程第5 その他

○委員長（佐々木勝男君） 日程第5、その他、これは次回の定例会及び1月30日の研修会と3月の卒業式などということがございますが、この辺について事務局より連絡をお願いしたい。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） 委員長、よろしいでしょうか。

それでは、まず今後の行事予定の1月30日教育委員教育長研修会は3名となっておりますので、11時に本庁舎を出発させていただきまして、途中で昼食休憩を挟んで午後1時の会議に臨みたいと考えております。公用車乗り合わせで行くということでお願いします。

○委員長（佐々木勝男君） 次に、2月に入りましての、2月の予定として20日木曜日、定例会ということで予定されております。時間、場所は。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） それでは、2月20日の件でございます。先ほども申し上げましたが、今回三浦委員様と、あとは教育長の教育委員等の任期が2月19日までとなっております。今後、町議会臨時議会で新たな委員の選任、同意ということがありますが、2月20日、新しい任期が始まって、その日に教育委員会を開催させていただきたいと事務局では考えております。

それで、昨年の実例からですが、町長から辞令交付がまずあります。町長の辞令交付の時間が午前になるのか、午後になるのか、まだ新町長が登庁しておりませんので、日程調整ができておりません。

なおさら辞令交付式が本庁舎で行われるという可能性が高いものですので、今事務局としては、近代文学館の2階会議室を会場として押さえているところでございます。また、午前中に辞令交付し、午後から教育委員会の開催という場合につきましては、南郷庁舎でもできますので、南郷庁舎の会議室も仮に押さえている状態です。

ですので、今の段階では、開催の時間までは決定できないということで御了解いただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

○委員長（佐々木勝男君） 2月20日の木曜日については定例教育委員会、辞令交付を含めての定例教育委員会が行われるということで、後日、時間、場所についてはお示しいたしますということでございますので、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、3つ目、3月の小学校、中学校の卒業式及び幼稚園の修了式でございます。この辺について御説明いただきます。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） それで、今回行事予定表の欄外に書かせていただきましたが、まず各学校から正式な御案内状は来ておりませんが、例年2月の中旬以降にそういった案内状が届くかと思います。ですので、きょうこの場でどの委員様にどの学校に赴いていただきたいという決定ではなく、あくまでこの日程の確認だけさせていただきたいかと思っております。ですので、2月の次回定例会で各学校へ赴いていただく委員様の決定などもさせていただきたいと考えておりますので、きょうは日程の確認というところでとどめさせていただきたいと思います。よろしくお願いしたいと思います。

○委員長（佐々木勝男君） それぞれ、では御説明いただいたとおりでございますので、よろしくお願いしたいと思います。

そのほかございますでしょうか。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） 今資料を配らせております。

○委員長（佐々木勝男君） はい、それではよろしくお願いしたいと思います。

○教育次長兼教育総務課長（大友義孝君） いまお配りいたしましたのは、冒頭でもお話ししましたが、会計検査院が宮城県に入っております。具体的には2枚目に「取扱注意」という部分がございます、1月28日、29日、30日の3日間、ちょっと字が小さくて大変なのですけれども、本町も該当しております。

1月29日に、中段より下のところに美里町と書いているところがあるのですね。1時から平成24年度幼稚園の複合化・多機能化事業というのは、これはこごた幼稚園です。建設にかかわる検査です。

その下の被災児童生徒就学時支援等臨時特例交付金事業内容現地調査というふうに書かれています。

〔以下、資料に添った説明に付き詳細省略〕

- ・公立文教施設災害復旧事業

工事は実施したが、今回は直接の検査とはならない

- ・安全安心な学校づくり交付金

1. 地デジ設備改修〔アンテナ改修〕

2. 屋外環境（グラウンド）・・・小牛田小学校、北浦小学校校庭の芝生化

3. 中学校武道場・・・不動堂中学校、南郷中学校の武道場新築

- ・子育て支援対策臨時特例交付金・・・こごた幼稚園の建築

- ・要保護児童生徒援助費補助金

- ・特別支援教育就学奨励補助金

- ・被災児童生徒就学時支援等臨時特例交付金事業

※美里町に来て見るのは、この幼稚園関連と要保護児童生徒援助費関連である。

※教育委員会事務局では、万全を期して29日は集中して受験する。

○委員長（佐々木勝男君） 大変忙しくなると思うのですけれども、よろしくお願ひしたいと思います。ほかにございませんか。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） 最後にもう1点だけよろしいでしょうか。先ほども申し上げましたが、1月28日の環境審議会は最終になるかと思われます。

答申案のほうを今まとめているところでございますが、教育委員さんの皆さんとも御都合がよろしければ、傍聴という立場でも結構ですので参加していただけたらありがたいと思っています。28日午後2時から、南郷庁舎で行う予定でございますので、よろしくお願いさせていただきます。

○4番委員（佐藤三昭君） 済みません、1月28日は出張で出られません。申しわけないです。

あと、先ほどの3月の卒業式関係でいま都合が悪いには、14日と18日です。公演スケジュールでこの1週間は押さえられていまして、例の「あしなが育英会」の関係なのですが、欠席でお願い申し上げておきます。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） 了解しました。

○3番委員（三浦昌明君） 私は28日、多分行けると思います。

○2番委員（成澤明子君） 私は未定です。

○委員長（佐々木勝男君） では、よろしくお願ひしたいと思います。そのほかは。

○2番委員（成澤明子君） 2014年4月に、ウインドウズX Pがセキュリティーのサポートが終了するということで、町内各学校で使っているパソコンというのが該当しているのかどうかということですが。

例えばいま図書館、さっき図書館の話がありましたけれども、図書館の図書の管理、蔵書の管理とかをパソコンでもやっていると申すのですけれども、例えば南郷小学校だと、本に対する情報というのを一々手で入力しないで、インターネットを使って事務処理があつという間に終わるらしいですが、今回のそのサポート終了に伴って、そういう仕事に支障がないのかどうかとか、ないようにしていきたいなと思うのですけれども、どうなのでしょう。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） それでは、成澤委員から御質問、あとその他御意見があった件でお答えします。

まず、各学校におきましては、パソコン教室、基本的に40台の児童用、生徒用のパソコンが整備されております。また、職員室には教職員1台ずつのパソコンが設置されておりますが、そのパソコンのOSがX Pではございません。全てビスタ以上になっておりますので、今回のX P問題とは問題はない状態でございます。

ただ、小学校の機器で言えば、もう約5年経過しております。なお、南郷中学校を除いた不動堂中学校、小牛田中学校のパソコンの機器についても5年はもう既に経過している状態です。

平成26年の夏休みに、ことしの夏に中学校2校の分のパソコンは更新する計画で予算は要求させていただいている状況でございます。小学校については平成27年度に更新というような計画で今進めるところでございます。ただ、X Pではないので、今現在そのX Pの脆弱性を指摘されたそのウイルス云々には問題ないと教育委員会は考えておりますのが、まず1つです。

ただ、今成澤委員から質問が、御意見があった、学校の図書管理システムでございます。これについては平成24年度に導入させていただきましたが、導入させていただく際に、購入させてもらったのはあくまでもソフトだけです。

そのパソコンにインストールするソフトのみを購入させてもらったと。そのパソコンはどうしたのですかという、町のほうで保有していたX Pのノートパソコンを各学校に配付し、それにインストールしていたのは事実でございます。それで、今回のそのX Pのメンテナンス

に伴うことなのですけれども、各学校のほうにはX Pのパソコンは外部との接続をしないでいただきたいということをまず言っております。それで、それに伴いまして、今各学校のその図書システムのパソコンはスタンドアローンということで、外部との接続をしない、つまり単体で動くものということで設置させていただいているのが現状なのです。

ただ、唯一、今成澤委員さんが言われた南郷中学校なのですけれども、南郷中学校だけは平成24年度にパソコンを更新した際に、図書館用として1台予備機があったので、そのパソコンのOSはウインドウズ7。そのウインドウズ7のパソコンにソフトはインストールしてあります。当然そのウインドウズ7のパソコンは校内のネットワークを通じまして外部とも接続できるものですので、それは問題ないのですけれども、南郷小学校にあるパソコンについては、OSがX Pであるものが今現在つながっています。

ですので、これは事務の先生にお話ししまして、4月以降については、つまりインターネット経由で外部との接続はしないでほしいと。つまり小学校の単体の中で動かしていただきたいと。それで、様々な情報を得たり、あとは新しい図書の登録をする際には、夏休みぐらいにその販売をした業者の協力もとにアップデートをかける予定です。ですので、今までのようにネットを介在した中で図書の登録というのは、当分の間、見合わせていただこうかなと考えている次第でございます。

○2番委員（成澤明子君） その期間という、使えない期間というか、外部との通信ができない期間というのはどれぐらい予想していますか。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） できないというのは、平成26年4月から、小学校であれば平成27年7月ぐらいに更新しようと考えていますので、1年間ぐらいはそうなるかもしれません。中学校においては3カ月から4カ月間ですか。ただ、南郷小学校だけが外部との接続を行っている状態ですと。そこにはイントラのシステムに対して詳しい先生方がいまして、それで運用している学校が南郷小学校なのですね。ほかの学校では、もともとのスタンドアローンで使うことに対して何も支障がないということで導入させてもらったところがありますので、ちょっと南郷小学校だけは個別の指導をしながら進めていかなければと考えているところでございます。

○2番委員（成澤明子君） でも、やはり将来はネット経由で仕事ができるという方向にいくのでしょうかね。

○教育総務課長補佐（寒河江克哉君） 実はもともと学校と図書館をネットで結びましょうというような計画があったのです。

- 3番委員（三浦昌明君） そうなっているものだと思っていました。
- 2番委員（成澤明子君） 思っていたでしょう、私たちも思っていた。
- 教育総務課長補佐（寒河江克哉君） それが計画はそうだったのですが、そういったそのシステムを組むためのソフトの購入代とか、あとメンテナンス費用のほうを考えると、なかなか導入が難しいということで、その代替として出てきたのが平成24年度に導入した各学校の図書管理システムというソフトを購入して単体で整理したということです。
- 2番委員（成澤明子君） 単体では動いているのですよね、貸し出しとか。
- 教育総務課長補佐（寒河江克哉君） はい、その通りです。
- 2番委員（成澤明子君） 新しく買うのですか、それとも移行するのですか。
- 教育総務課長補佐（寒河江克哉君） 今のソフトはウインドウズ7、ウインドウズ8でも使えるということを確認しておりますので、パソコンさえ更新すれば、そのソフトはそのまま使えるということを確認しております。
- 2番委員（成澤明子君） 設置や更新にもみんなお金がかかるということですね。
- 教育総務課長補佐（寒河江克哉君） そのとおりです。図書館のパソコンだけを更新するというわけにもいけないので、各学校のそのパソコン全体の更新と合わせてやりましょうというのが、いま教育委員会の考えているところでございます。
- 2番委員（成澤明子君） あとは災害でもって図書館の蔵書が寄附されるということも結構多かったのですか。
- 教育総務課長補佐（寒河江克哉君） 各学校へ個人の方とか、あとは出版社の方がそういった被災された宮城県内の児童のために、本を寄贈したいというような申し込みは随分あります。
- 2番委員（成澤明子君） そうしますと、そういうものの入力も結構多くなりますよね。
- 教育総務課長補佐（寒河江克哉君） はい。
- 2番委員（成澤明子君） 今までは、その貸し出しもしていたわけですか。
- 教育総務課長補佐（寒河江克哉君） それまでは全て手動のアナログです。図書カードに書いた上で貸し出しするという、そういうような方式でした。
- 2番委員（成澤明子君） なるべくよい方向に改善してください。ぜひお願いしたいと思います。
- 委員長（佐々木勝男君） よろしいですか。
- 2番委員（成澤明子君） はい。
- 委員長（佐々木勝男君） それでは、あとよろしいですね。以上で平成26年1月教育委員会定

例会を終了いたします。

ありがとうございました。

午後４時２２分 閉会

上記会議の経過は、教育総務課事務局 寒河江克哉の調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

平成26年3月28日

委員長

署名委員

署名委員